

『令和元年分の所得税・復興特別所得税の確定申告』 『令和2年度市・道民税申告』の受け付けが始まります

公的年金などの収入金額が400万円以下でその他の所得が20万円以下の方は確定申告が不要ですが、源泉徴収された税額の還付を受ける場合は確定申告をする必要があります。

また、確定申告が不要な方であっても、市・道民税の申告をすることで扶養控除や社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、医療費控除などを追加することができますので、詳しくは税務グループにお問い合わせください。

登別市受付

場 所	月 日	受付時間	申告区分
市役所1階 6番窓口	1月6日(月)～22日(水) (土・日曜日、祝日を除く)	9時～11時30分 13時～16時30分 (3月1日(日)は 15時30分まで です)	確定申告、 市・道民税申告
	3月1日(日)		
市役所 3階第1会議室	1月23日(木)～3月16日(月) (土・日曜日、祝日を除く)		
鷺別公民館	2月25日(火)～27日(木)		
婦人センター	3月2日(月)・3日(火)		
登別温泉ふれあいセンター	3月6日(金)		

※確定申告により所得税の還付金が生じる方、市・道民税申告をする方は1月6日(月)より申告することができます。2月中旬から混雑が予想されますので、書類が揃い次第、早めの申告をお願いします。

室蘭税務署確定申告会場

場 所	月 日	受付時間	申告区分
室蘭税務署 室蘭地方合同庁舎	2月17日(月)～3月16日(月) (土・日曜日、祝日を除く)	9時～16時	確定申告

※2月14日(金)までは確定申告会場を開設していませんので、確定申告のご相談は2月17日(月)以降にお越しください。

申告に必要なもの

印鑑(朱肉を使うもの)、マイナンバーカード(個人番号カード)または番号確認書類と身元確認書類、前年の収入金額を証明する書類(『給与所得の源泉徴収票』や『公的年金等の源泉徴収票』などの原本)、各保険料控除証明書類、障害者手帳、預金通帳(還付金が発生する場合)など。

▶申告書にはマイナンバーの記載が必要です

- ・マイナンバーカードをお持ちの方
…マイナンバーカードをお持ちください
- ・マイナンバーカードをお持ちでない方
…番号確認書類と身元確認書類が一つずつ必要です

番号確認書類

- ・個人番号通知カード
- ・住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(個人番号の記載があるもの)

+

身元確認書類

- ・運転免許証
- ・公的医療保険の被保険者証
- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・在留カード など

- ※番号確認書類について…控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者がいる方は、それぞれのマイナンバーが確認できるものも持参してください。
- ※身元確認書類について…申告者本人の身元を確認できる書類のみ、持参または写しを添付してください。控除対象配偶者や扶養親族などの分については不要です。

医療費控除を受けられる方へ

必ず『医療費控除の明細書』を作成の上、お越しください。医療費控除の明細書の作成見本と用紙は、税務グループ(市役所1階6番窓口)や各支所に備え付けてあります。

なお、医療費の領収書は提出不要ですが、市役所での申告の際は、領収書を確認しますので持参してください。また、税務署から領収書の提示や提出を求められる場合がありますので、5年間保存する必要があります。

※医療費通知(医療費のお知らせ)を添付すると「医療費控除の明細書」の記入を簡略化できます。

インターネットで 確定申告をすることができます



国税庁ウェブサイトの『確定申告書等作成コーナー』では、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税並びに贈与税の確定申告書などを作成し、e-Tax(電子申請)を利用して提出することができます。

また、1年間の所得が給与所得や年金収入・副業等の雑所得、一時所得のみの方は、スマートフォンやタブレットから『確定申告書等作成コーナー』にアクセスすることで、操作が簡単なスマートフォン専用の画面で利用することができます。

※詳しくは国税庁のウェブサイトをご覧ください。

問い合わせ 税務グループ (☎85) 1 1 5 5)、室蘭税務署 (☎22) 4 1 5 1)